

令和元年

第3回美浜町議会臨時会会議録

令和元年7月 8日 開会

令和元年7月12日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

令和年第3回美浜町議会臨時会会議録目次

7月8日（月曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
職務のため出席した者の職、氏名	1
開会及び会議の宣告	2
会議録署名議員の指名	2
会期の決定	2
議案第38号から議案第40号まで 3件一括提案説明	3
意見陳述の機会の付与について	6
散会	7

7月10日（水曜日）第2号

議事日程	9
会議に付した事件	9
会議に出欠席した議員	9
説明のため出席した者の職、氏名	9
職務のため出席した者の職、氏名	9
会議の宣告	10
議案第38号に関する意見陳述	10
議案第38号（質疑・委員会付託）	15
議案第39号（質疑・委員会付託）	25
議案第40号（質疑・委員会付託）	26
散会	27

7月12日（金曜日）第3号

議事日程	29
会議に付した事件	29
会議に出欠席した議員	29
説明のため出席した者の職、氏名	29
職務のため出席した者の職、氏名	29
会議の宣告	30
議案第39号から議案第40号まで2件一括（委員長報告・討論・採決）	30
議会閉会中の委員会の継続審査の件	32
議会閉会中の継続調査事件	33
閉会	33

令和元年7月8日（月曜日）

第3回美浜町議会臨時会会議録（第1号）

令和元年7月8日（月曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第38号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例について
議案第39号 美浜町図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第40号 美浜町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第38号に関する条例制定直接請求代表者への意見を述べる機会の付与について

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程と同じにつき省略

◎ 本日の出席議員（14名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 廣澤 毅 君 | 2番 石田 秀夫 君 |
| 3番 森川 元晴 君 | 4番 杉浦 剛 君 |
| 5番 山本 辰見 君 | 6番 鈴木美代子 君 |
| 7番 大寄 暁美 君 | 8番 中須賀 敬 君 |
| 9番 横田 貴次 君 | 10番 荒井 勝彦 君 |
| 11番 大岩 靖 君 | 12番 横田 全博 君 |
| 13番 野田 増男 君 | 14番 丸田 博雅 君 |

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

- | | |
|------------------|----------------|
| 町 長 齋藤 宏一 君 | 副町長 永田 哲弥 君 |
| 教育 長 山本 敬 君 | 総務部長 杉本 康寿 君 |
| 厚生部長 八谷 充則 君 | 産業建設部長 石川 喜次 君 |
| 教育部長 天木 孝利 君 | 総務課長 夏目 勉 君 |
| 秘書課長 中村 裕之 君 | 企画課長 磯貝 尚美 君 |
| 防災課長 小島 康資 君 | 税務課長 茶谷 昇司 君 |
| 住民課長 茶谷 佳宏 君 | 福祉課長 高橋 ふじ美 君 |
| 健康・子育て課長 宮崎 典人 君 | 環境課長 藪井 幹久 君 |
| 産業課長 三枝 利博 君 | 建設課長 鈴木 学 君 |
| 都市整備課長 宮原 佳伸 君 | 水道課長 夏目 明房 君 |
| 会計管理者 久綱 勇 君 | 学校教育課長 近藤 淳広 君 |
| 生涯学習課長 谷川 雅啓 君 | |

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

- 議会事務局長 日比 郁夫 君 局長補佐兼議会係長 山下 美幸 君

[午前9時00分 開会]

○議長（大岩 靖君）

皆さん、おはようございます。令和元年第3回美浜町議会臨時会開催に当たり、皆様の御出席をいただきありがとうございました。今回の臨時議会は、私たち美浜町だけでなく、ほかの市町村からも注目される議案があります。

どうか皆様方には、慎重に審議していただき、一つの意見にとらわれることなく多方面から考えていただきたいので、よろしくお願ひ申し上げます。

お持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくよう、御協力をお願い申し上げます。

開会に先立ち、町長より招集の御挨拶をお願いします。

[町長 齋藤宏一君 登壇]

○町長（齋藤宏一君）

皆さんおはようございます。

本日は、令和元年第3回美浜町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、大変御多忙の中を御出席賜りまして、誠にありがとうございました。

季節は梅雨へと移り変わり、梅雨前線の停滞により、各地におきまして集中豪雨による被害も多く発生しております。特に、7月3日には九州で、鹿児島県、宮崎県及び熊本県の3県合わせて196万人超に避難指示・勧告が出されました。亡くなられた方の御冥福と早い復旧を心よりお祈り申し上げます。今後、台風シーズンを迎え、いつ、いかなる災害が発生するのか、私たちには予測することができませんが、災害情報を迅速に皆様にお知らせするとともに、町民の生命と財産を守るため、町といたしましても万全を配して対応して参りたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

さて、本臨時会に付議させていただく案件につきましては、美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例についてを初め、3件でございます。

議員の皆様におかれましては、慎重審議の上、適切な御判断をしていただきますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

[降 壇]

○議長（大岩 靖君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第3回美浜町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本臨時会に、説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表をお手元に配付しましたから御確認願います。また、本日の会議で、美浜町議会の傍聴に関する規則に基づき、申請者に対して写真の撮影及び録音を許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大岩 靖君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番 森川元晴議員、10番 荒井勝彦議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（大岩 靖君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日から7月12日までの5日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日から7月12日までの5日間と決定しました。

**日程第3 議案第38号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例について から
議案第40号 美浜町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について まで
3件一括議題**

○議長（大岩 靖君）

日程第3、議案第38号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例についてから、議案第40号 美浜町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまで、3件について一括議題とします。

以上、3件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 齋藤宏一君 登壇]

○町長（齋藤宏一君）

本日御提案申し上げますのは、議案第38号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例についてを初めとして、3件でございます。議員各位におかれましては、何とぞ慎重に御審議いただきますようお願い申し上げます、早速、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第38号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例についてでございますが、地方自治法第74条第1項の規定により、美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例制定の請求があり、令和元年6月24日にこれを受理いたしましたので、同条第3項の規定により意見を付して議会に付議するものでございます。

それでは、本件に対する私からの意見を申し上げます。意見書を御覧ください。

地方自治法第74条第1項の規定により、美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例制定の請求があり、令和元年6月24日に受理しましたので、同条第3項の規定により、以下のとおり意見を申し述べます。

風力発電施設については、再生可能エネルギーの一つとして国が推進しているところであり、本町もその重要性について認めるところではありますが、小形の風力発電施設については、土地開発等の法令の許認可が不要となっているため、その設置にあたり各種の問題を引き起こしていることも事実でございます。

本町においても、こうした問題に対処し、住民の安心と安全を守るために、美浜町小形風力発電施設設置に関するガイドラインを、平成30年7月に制定いたしました。

しかし、ガイドラインには法的強制力がなく、小形風力発電施設の設置を規制することができないため、今回の直接請求に至ったものと認識しております。

法定数376人を上回る有効署名数2,200名の署名がありましたことは、厳粛に受け止めており、署名された住民の思いに応えることができないか、提出された条例案を精査させていただきました。

なお、条例はガイドラインと異なり、一定の法的拘束力を持ち、行政処分を行使することができるものとなるため、憲法・法律との関係を含め、町の顧問弁護士にも相談しております。

さて、風力発電施設における規制は、以前より主に大形のもの議論されてまいりましたが、小形風力発電施設の設置に特化した議論は、国内においてここ3年ほどございまして、現在においても条例制定されていることが確認できたものは、国内で1市のみというところでございます。

これは、小形風力発電施設設置を規制する条例を制定することが、難しいことがその背景にあると考えています。

本条例案においても、第22条に命令、第23条に「公表」がありますが、行政処分が行われることになるため、その処分に当たっては合理的な根拠が必要であると考えております。

具体的に一例を申し上げますと、今回の条例案第3条の規定にあります設置場所を制限することが、合理的な理由、根拠について説明できるかということでもあります。

町といたしましては、訴訟に耐え得る合理的な理由、根拠を整理することは困難であり、本条例案を施行することはできないと考えております。

ちなみに、ガイドラインは法的拘束力がなく、事業者の任意の協力によって実現するものとなりますので、事業者の権利の範囲内となり、訴訟等の問題は発生しません。本町が条例ではなく、ガイドラインを施行した理由でもあります。

なお、今回の条例案と、本町のガイドラインの第1条「目的」については、同じ文章であり町民の安全を守ることにつきましては、同じ考えているところであります。

また、小形風力発電施設を初めとする再生可能エネルギー施設の設置に当たっては、地域の土地利用計画との調和が必要であると考えており、そのために必要な法整備を国に要望しており、あらゆる機会を捉え、さらに強く要望をしていく所存であります。

それでは次に、本条例案の個々の条文に対する具体的な意見を述べさせていただきます。

第3条において、小形風力発電設備の設置区域を制限することについて規定されております。先ほども述べましたが、事業者の権利の制限にあたる条項として、適切な条項かどうか、慎重に検討すべきであると考えます。

第4条第3項において、「騒音」基準の順守を義務としていますが、他法規の騒音に関する規定と比較考慮し、努力義務とすることを含め、慎重に検討すべきと考えます。

第6条第1項において、「日影」対策を義務としていますが、他法規の建築物に対する規定と比較考慮し、努力義務とすることを含め、慎重に検討すべきと考えます。同項中、対象を「住宅や地上」としてはいますが、「住宅等」ではないため、事業所や学校等が対象外となることを考慮すべきと考えます。

第7条において、「電波障害」対策を義務としていますが、他法規の構築物に対する規定と比較考慮し、努力義務とすることを含め、慎重に検討すべきと考えます。

第12条において、あくまで努力義務にとどまるものであればそれほど明確化する必要はありませんが、これに従わない場合について、命令や公表をするには説明会の具体的内容を特定しなければならぬと考えますが、説明会について開催自体を義務付けることはあっても、その内容や成果について義務付けることは困難であると考えます。

第16条において、「保険加入」を義務としていますが、他法規のほかの業種に対する規定と比較考慮し、努力義務とすることを含め、慎重に検討すべきと考えます。

第19条「実態調査」、第20条「助言又は指導」、第21条「勧告」、第22条「命令」、第23条「公表」においては、「できる」規定になっていますが、これらの条文があるために、町が条文のとおり実施することにより、事業者等へ課した義務が努力義務にとどまらず、強制的な義務、すなわち行政処分と判断される可能性が高くなります。そのために、規制に合理的理由がない場合には、憲法違反として損害賠償の対象となる可能性が高いものと考えております。

第24条「文書閲覧又は資料提供の求め」においては、ほかの官公署の権限に関わる問題であり、ほかの官公署が任意に応じる場合は別にして、ほかの官公署の権限以上に開示を強制することはできないと考えます。

そのほか、本条例案では、第25条中、「町の区域」とすべきところを「市の区域」としてあるなど、法制執務上の不備も見受けられます。

以上のことから、本条例案につきましては、現時点では、合理的な根拠がはっきりしないことを初め、課題が多いことから、条例案に対し賛成することはできません。

今後も、ガイドラインによる運用をしっかりと行うことにより、町民の皆様の安心と安全を守る努力をするとともに、県・国の町村会を通じて、国の法整備を強く要望してまいります。

町議会議員各位におかれましては、条例案について慎重な審議と賢明な御判断をしていただきますよう、お願いいたします。

令和元年7月8日、美浜町長齋藤宏一。これを意見書といたします。

なお、条例の内容につきましては、担当部長から説明をいたします。

次に、議案第39号 美浜町図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、美浜町図書館の管理

を指定管理者が代行することができるよう、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第40号 美浜町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、美浜町生涯学習センターの管理を指定管理者が代行することができるよう、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

私からの提案理由の説明は、以上でございます。

なお、詳細につきましては、順次担当部長から説明いたしますので、慎重に御審議いただきますようお願い申し上げます。

[降 壇]

○厚生部長（八谷充則君）

それでは、議案第38号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例についてでございますが、説明に入ります前に、この条例案は、代表者らが署名を集める際に署名者に提示をいたしました条例案そのものでございます。

本町から提案する通常の条文の形式をとっていないものであることを、あらかじめ申し添えます。

また、先ほど町長の意見にもありましたとおり、町はガイドラインを制定していますので、その内容との違い等も含めて御説明いたします。

初めに、第1条「目的」でございます。

「この条例は、美浜町における小形風力発電設備の設置及び運用に関し、事業者等が遵守すべき事項及び基準を定めることにより、環境の保全及び景観形成並びに地域の安全及び住民の健康な生活を確保することを目的とする。」となっております。これは、先ほど町長が申し上げたとおり、美浜町小形風力発電施設設置に関するガイドラインの目的と同じ文章となっており、この条例案とガイドラインは同じ考えであるということでございます。

第2条は、「定義」として、この条例で使われている用語の意義が示されております。

同条第3号で、この条例で対象とする小形風力発電設備については、「風力発電設備であって、そのロータの受風面積が25平方メートル以上で、かつ、その出力が50キロワット未満のものをいう。但し、その出力が5キロワット以下のもので、その構造が自立しておらず、建築物、構造物その他の設備等と一体となっており、かつ、発電により得られた電力を自ら消費することのみを目的としたものを除く。」となっており、受風面積及び出力で規定されております。

本町ガイドラインでは、「受風面積が200平方メートル未満のもの」としており、受風面積のみで規定しております。

また、自家消費を目的とした場合は、1キロワット未満のものをガイドラインの対象外としております。

第3条では、第1項に「風車を支持する工作物の中心から住宅等まで300メートル以上離れた場所に設置しなければならない」、また第2項には、「町長は、区域を指定して小形風力発電設備の設置を制限することができる。」となっており、設置場所を制限する旨の規定となっております。

本町ガイドラインでは、第1項の300メートル以上離れた場所についても、距離等は同じでございますが、ただし書きとして「設置箇所から300メートル以内の住民等の同意が得られたときは、この限りではない。」と規定しております。

また、第2項にあります区域を制限する旨の規定は、本町ガイドラインにはございません。

第4条から第17条までは、事業者等が発電事業の実施に際し、守るべき基準・事項の規定となっております。

第4条「騒音」については、環境基本法第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準を、また第5条「低周波音」については、環境省における「低周波音問題対応の手引書（平成16年6月）」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参照値を引用しているものでございます。

第6条「日影」については、本町ガイドラインにはない、この条例案独自の条文でございます。

なお、この明暗が生じる現象について、国・県において基準等はございません。

第7条「電波障害」、第8条「動植物に与える影響」、第9条「景観」、第10条「光害」、第11条「文化財」について、町ガイドラインには同様の内容がございます。

第12条は、事業者が町及び近隣住民等に対し、「事業の説明及び住民との信頼関係の構築」を行う規定でございます。

町ガイドラインにも、事業の説明については同様の規定がございます。この条例案では、さらに「不安及び疑問を可能な限り解消するための手立てを講じなければならない。」としています。

第13条では、「事業の運用」について、事業者の運用に対する責務を示しております。

第14条「標識及び柵等の設置」については、町ガイドラインでは標識の設置についての規定はございますが、柵等の設置については規定がございません。

なお、国のガイドラインには、努力義務として柵等の設置をする旨がございます。

第15条「保守点検等の実施」については、町ガイドラインでは、「設置した小形風力発電施設については、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとする。」と規定してありますが、この条例案では、具体的に保守点検等の実施を規定しております。

また、第16条には、町ガイドラインにはない、「保険加入」の義務がございます。

第17条「事業の終了」については、町ガイドラインには「事業が終了した場合には、責任を持って風力発電施設等を撤去すること。」とありますが、条例案では、さらに適切な処置を行うこと及び法令遵守等が条文になっております。

第18条には、町民の役割として、「情報提供」について規定されております。

第19条から第26条までは、町長の権限として、事業者が守るべき基準事項に対して発電事業が不適切な状態になった場合における「助言又は指導」、「勧告」、「命令」、「公表」、またその実施のための「実態調査」等について規定されております。

町ガイドラインでは、指導を行い、事業者がその指導に同意し、事業実施してもらうこととなります。

条例案では、事業者が町からの指導に従わず、不適切な状態が続く場合には、「指導・勧告・命令・公表をすることができる」ものとなっております。

最後に、附則として、「条例施行期日」及び「経過措置」として、この条例が、施行される前に設置又は認定を受けた設備について、一部適用しない条文が規定されております。

議案第38号の説明は、以上でございます。

○教育部長（天木孝利君）

次に、議案第39号 美浜町図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第40号 美浜町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料の1と2を御参照いただきたいと思います。

多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的に、美浜町図書館及び生涯学習センターの管理を、指定管理できるように条例改正をお願いするものでございます。

4月の美浜町図書館協議会及び6月の教育委員会において、指定管理移行についての承認を受け、令和2年度より指定管理へと移行する計画でございます。公募型プロポーザル方式により8月には公募を開始し、選定委員会において候補者を決定し、12月議会において指定管理者の指定の議決をいただき、基本協定を締結し、令和2年4月からの実施を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

なお、施行日につきましては、いずれも公布の日から施行するものでございます。

議案第39号及び議案第40号の説明は、以上でございます。

○議長（大岩 靖君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第4 議案第38号に関する条例制定直接請求代表者への意見を述べる機会の付与について

○議長（大岩 靖君）

日程第4、議案第38号に関する条例制定直接請求代表者への意見を述べる機会の付与についてを議題とします。

議案第38号につきましては、地方自治法第74条第4項の規定により、条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えることになっております。

お諮りします。条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与える日時・場所については、来る7月10日午前10時から、議場において、条例制定請求代表者の数を1名以内、意見を述べる時間を30分以内としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。

よって、条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与える日時・場所については、来る7月10日午前10時から、議場において、条例制定請求代表者の数を1名以内、意見を述べる時間を30分以内とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合によりあす7月9日は休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。

よって、あす7月9日は休会することに決定しました。

来る、7月10日は、午前10時から本会議を開き、条例制定請求代表者の意見陳述と質疑を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前9時33分 散会〕

令和元年7月10日（水曜日）

第3回美浜町議会臨時会会議録（第2号）

令和元年7月10日（水曜日） 午前10時00分 開議

◎ 議事日程（第2号）

- 日程第1 議案第38号に関する条例制定請求代表者の意見陳述について
日程第2 議案第38号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例について
日程第3 議案第39号 美浜町図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第40号 美浜町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程と同じにつき省略

◎ 本日の出席議員（14名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 廣澤 毅 君 | 2番 石田 秀夫 君 |
| 3番 森川 元晴 君 | 4番 杉浦 剛 君 |
| 5番 山本 辰見 君 | 6番 鈴木美代子 君 |
| 7番 大寄 暁美 君 | 8番 中須賀 敬 君 |
| 9番 横田 貴次 君 | 10番 荒井 勝彦 君 |
| 11番 大岩 靖 君 | 12番 横田 全博 君 |
| 13番 野田 増男 君 | 14番 丸田 博雅 君 |

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 町 長 齋藤 宏一 君 | 副 町 長 永田 哲弥 君 |
| 教 育 長 山本 敬 君 | 総 務 部 長 杉本 康寿 君 |
| 厚 生 部 長 八谷 充則 君 | 産 業 建 設 部 長 石川 喜次 君 |
| 教 育 部 長 天木 孝利 君 | 総 務 課 長 夏目 勉 君 |
| 秘 書 課 長 中村 裕之 君 | 企 画 課 長 磯貝 尚美 君 |
| 防 災 課 長 小島 康資 君 | 税 務 課 長 茶谷 昇司 君 |
| 住 民 課 長 茶谷 佳宏 君 | 福 祉 課 長 高橋 ふじ美 君 |
| 健康・子育て課長 宮崎 典人 君 | 環 境 課 長 藪井 幹久 君 |
| 産 業 課 長 三枝 利博 君 | 建 設 課 長 鈴木 学 君 |
| 都 市 整 備 課 長 宮原 佳伸 君 | 水 道 課 長 夏目 明房 君 |
| 会 計 管 理 者 久綱 勇 君 | 学 校 教 育 課 長 近藤 淳宏 君 |
| 生涯学習課長 谷川 雅啓 君 | |

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

- 議会事務局長 日比 郁夫 君 局長補佐兼議会係長 山下 美幸 君

[午前9時00分 開会]

○議長（大岩 靖君）

おはようございます。本臨時会におきましては、早朝より多くの傍聴の方、御出席いただきありがとうございます。本臨時会におきますこの案件に対し数多くの方が、関心があるということが伺えます。この度のこの案件に対して、お互いに意見をよく聞き、よく理解していただきたいと思います。よろしく願い申し上げます。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先だち諸般の報告をします。

本日の会議に、美浜町議会の傍聴に関する規則に基づき、申請者に対して写真の撮影及び録音を許可しました。また、健康・子育て課長が、体調不良により欠席のため、代理として健康・子育て課子育て支援係長が出席しております。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 議案第38号に関する条例制定請求代表者の意見陳述について

○議長（大岩 靖君）

日程第1、議案第38号に関する条例制定請求代表者の意見陳述についてを議題とします。

議案第38号に関する条例制定請求代表者の意見陳述を行います。意見陳述人の入場を許可します。

〔意見陳述人 谷口 義則氏 入場、控席へ着席〕

○議長（大岩 靖君）

申し出のあった、意見を述べる条例制定請求代表者は、谷口義則氏、1名であります。意見陳述につきましては、演台にて意見を述べていただきます。

なお、意見陳述の時間は、30分以内となっておりますので、御留意ください。

それでは、谷口義則さん、お願いいたします。

〔意見陳述人 谷口義則氏 控え席から演台へ移動〕

○意見陳述人（谷口義則君）

おはようございます。私は、美浜町奥田に在住の谷口義則と申します。この美しい町が好きになり、移住してから8年が経ちます。本日は、2,200名の美浜町有権者を代表して意見を申し述べます。

なお、配布資料はございません。議会事務局よりそれはできないと言われましたので、口頭にてすべて御説明を申し上げます。

まず、条例案の重要な点を3点、御説明をいたします。

1つ目、このたび提出した住宅近くの風力発電所を規制する条例案ですが、遡及適用をする内容ではございません。つまり、条例案7ページ「附則」、経過措置に書かれているとおり、既に町内に建設が認定されている設備については、第3条、第9条第1項、第11条及び第12条第1項と第2項の適用を除外する内容です。結果として、計画中の23基の風車は、事業者が望めば、仮に今の形で条例が制定されても、距離制限などについては何ら制限を受けることはなく建設が可能であります。

2つ目、この条例案には罰則規定はございません。唯一それに近いものとして違反した場合の事業者名の「公表」がございしますが、この文言すら「必ずする」のではなく「できる」となっております。すなわち、公表を行うか否かについて、行政に裁量が認められているものであり、運用上柔軟に対応ができるというものであります。

3つ目、条例案は、あくまでも案でございます。私たちは一般住民であり条例の専門家ではございません。ですから議会で内容を審議して、条例の趣旨や目的に御賛同いただけるのであれば、必要に応じて文言は自由に変えていただき、よりよい条例を作っていただくつもりで提案をしております。ぜひ、美浜町において、運用していく上で使い勝手の良い条例にしてください。

それでは、条例制定を求める背景や目的について、順次御説明したいと思います。やや早口になりますが、御了承ください。要点は次の3つになります。

1つ目、住宅近くに風力発電設備を建設するのであれば、一定のルールが必要だということです。そして、風力発電そのものを私たちは規制するべきだと言っているわけではありません。

2つ目、住宅近くに大きな風車を立てようとするれば、住民トラブルは避けられません。トラブルを回避し、適正なルールのもと風力

発電を運用することこそが、政府が進める再生エネルギー利用の促進につながります。

3つ目、すなわち民家などの近くに風車を建設するのであれば、事業者は地域との共生を図った上で行うべきであるということです。

以上を一言で申し上げれば、再生エネルギーの利用を事業者にも、そして住民にも納得のいくものにしましょうということです。

では、住宅近くの風車建設になぜ一定のルールを設けることが必要なのか、以下10個の項目に分けて御説明をします。

1つ目、美浜町内の風車の設置計画などについて申し述べます。

まず、この風車ですが、台風や地震などによる停電時に風車はどうなるか、議員の皆さんは御存じでしょうか。風車は電気の供給がストップすれば、風向きに合わせて方向すら変えられなくなります。そして実質的には発電機能が喪失されます。そのため災害時には役に立ちません。

また、強風時、風速25m毎秒を超えれば自動停止するとされておりますが、電力供給が止まればやはりこの機能も失われます。そのため、強風時には風車が停止せず、実際に過回転した事故が国内で起きております。加えて、特に小形風車は故障しやすく、保守管理されないままに放置され撤去もままならず、最終的には自治体の負担で撤去をすることが懸念されております。さらに、風車建設地周辺には人が住まなくなり、一層の過疎化も懸念されております。

2つ目に、風車による健康被害について御説明します。

この被害は、皆さんが想像する以上に深刻です。騒音、低周波音、シャドーフリッカーと呼ばれる羽の回転に伴う影のちらつき、あるいは明滅と呼ばれますが、そういった現象、ナセル（羽とタワーの連結部分で増速器や発電機などを収納する部分）の火災、倒壊・羽飛散による被害が世界中で報告されています。

そして、実際に小形風車1基が建設された奥田地区周辺の複数の住宅で、被害が既に生じております。町には報告・相談いただきましたが、何ら今日まで有効な手立てが講じられないまま、実質的には放置されております。

かいつまんで被害の状況を御説明します。風車から数十メートルの距離にある民家で実際に起きていることですが、風車稼働から1か月、本年3月8日夕刻、台所北側窓から数メートル離れた柿の木にシャドーフリッカーが発生、明滅が気持ち悪く台所に立ち続けられない。3月16日西側の窓から、さらには4日後の3月20日には、今度は南側の窓からシャドーフリッカーが室内に進入。方角に関わらず窓からフリッカーが侵入すると、部屋全体に明滅が起きる。被害者らは、テレビや映画館では光の変化に平気だが、この風車のフリッカーには家族全員がめまいや気だるさ、吐き気を感じる。

この件について、被害者らは役場に報告・相談をしました。担当部署により、しかしながら大変軽率なことに、被害者に何の断りもないままに開発業者に被害者らの住宅の住所・氏名が伝えられ、結果、業者らが突然被害者宅を訪問する事態に至りました。この際、被害者らは在宅していましたが、開発業者は呼び鈴も押さず書面だけを投函して帰って行きました。その書面には、「シャドーフリッカーは被害ではない。必要なら遮光カーテンの設置をするように。」とか、「光を見るな。」といった非常に無責任なことが書かれていました。謝罪もなく、被害を受けている家族の気持ちに寄り添う言葉もない状況です。台所や勝手口を含めた家1軒丸ごと遮光カーテンに変えるなど、全く非現実的です。その費用も被害者自らが負担するものです。被害家族は、いわば役場とそして開発業者から二重の苦痛を強いられたと憤っております。

同じ家族は、風車の騒音にも悩まされております。昼夜を問わず、テレビなどのスイッチを切って静かになると、途端に風車の音が室内に入ってきます。飛行機・車・草刈り機・風の音に比べ、受け入れがたい苦痛に聞こえます。特に夜間の就寝時、枕の中から風車の音が聞こえてくることある。枕の中からですよ。耐え難い苦痛を味わっております。睡眠の妨げになり、病院に行かなくてはならないと感じております。

以上に加えて、100メートル程度離れた場所に住む複数の住民から、苦情が出ております。庭に出たり、窓を開けると常に不快な音が聞こえる。イライラや気分の不調がある。日常生活に制限を受けている。また、室内で飼育していた犬が、不幸にも体調に異変を来したと亡くなっております。

類似の被害は、ほかの地域でも起きております。私自身が当事者から聞き取ったことを申し上げますと、三河地方では小形風車まで150メートルほどの距離に居住する方、家の中で重低音・振動を感じる。騒音がひどく、室内で耳栓を使っている。ペットの小型犬が家の外に出たがらない。屋内で音の共鳴がひどく、いろいろな場所で音がする。風車を民家の近くに絶対建てさせてはいけない。

北海道の方です。小形風車1基まで200メートルの住宅に住んでいます。数年前、風車が稼働以降、睡眠障害発症、医師にかかり薬の処方を受けている。加えて風車稼働後、室内で飼育していた小型犬の落ち着きがなくなり、ほどなく死亡した。

3つ目、シャドーフリッカー被害への対応事例について、お話をします。奥田でもそうですが、風車の影が長く伸びる時間帯、西日を受ける時間帯ですね、ガイドラインに定められた距離300メートルを優に超える場所にまでシャドーフリッカーが伸びます。現に本年6月、国道を越えて370メートル離れた名鉄の路線にまで届いたという事実もございます。

イギリスのエネルギー・気候変動省によれば、シャドーフリッカーは長期間にわたり人体に頭痛を含む極度のストレスを与えることがあると、イギリスでは既にフリッカー被害の緩和策として事業者側に対し、風車の一時停止、フリッカー防止の植栽の設置、ブラインド・シャッター設置、風車の移設などを求めています。

事業者は住宅近くに風力施設を建設するべきではないし、フリッカーが生じる場合には、その時間を年間30時間以内に抑制しなければならないとしております。

農業被害も知られております。農業従事者から、耕作する農地において風車の回転する影が地面にちらつくことで集中力が保てず、作業に支障を来すと苦情が出る。生活道路においても、自動車の運転に支障を来すことが知られております。

これらの被害を重く見た中部電力(株)は、実際に静岡県御前崎で自ら運用する風力発電所について時間制限をかけて規制をしているところでございます。

4つ目、騒音・低周波被害についてお話をします。国内外の研究機関による複数の調査研究により、疫学的に風車騒音と健康被害の因果関係が既に認められております。WHO世界保健機関も昨年10月、このことを声明として発表しております。

風車が生む健康被害は、騒音による被害は無論ですが、それとは区別される低周波音、つまり風車の羽が空気を切り裂いて生まれる振動を主とするこの原因も深刻です。それは、頭痛・不眠・動悸・胸の圧迫感・息切れ・めまい・吐き気などの自律神経失調症に似た症状を生むことが知られております。低周波音は、騒音とは異なり、反射・吸収が少ないために住宅などの壁の貫通や乗り越えが顕著なため、二重サッシの防音壁は効果がないどころか逆に被害を拡大します。騒音が距離を離すと減衰するのに比べて、低周波音は遠くまで届きます。

海外では畜産業に深刻な影響を与えている事例も報告されております。この健康被害については、静岡・三重・和歌山などの住民や医師が訴えており、風車に近い場所ほど苦情件数の増加・継続化が明らかになっております。

5つ目に、地価下落への影響について触れます。東伊豆では風車に近い場所で、別荘地が売れにくくなっております。北海道のある方は、風車が作られたら土地が売れなくなる、役場は何か補償してくれるのかとっております。

6つ目、バードストライクの問題です。知多半島には渡り鳥がたくさん来ます。いわゆるバードストライクが起こります。特に、町内には国指定の天然記念物「鶺鴒の山」鶺鴒繁殖地があります。180年前から知られる国内でも代表的なカワウ繁殖地です。9,000羽が生息します。古くはこの鶺鴒の排泄物を利用して、この肥料をもとに村民が収益を上げていたということです。風車は、このようなカワウの生態系に影響を及ぼし、さらには天然記念物の存在を脅かす恐れがあります。

次、7つ目、議員の皆さんや町長が心配しておられること、つまり条例の制定により、町が事業者からの損害賠償をこうむる恐れがあるのかについて、お話をします。

まず、冒頭で述べたとおり、この条例案には、既に認定されている風車の建設については、これを妨げる条項はございません。本条例は、いわゆる遡及適用を禁じているからでございます。現在、美浜町内には、経済産業省に建設が認められた小形風車が23件ございます。これらのうち相当数が民家など、あるいは生活道路の近くに計画されております。

しかし、本条例案は、これらの風車の建設自体を規制するものではありません。すなわち、第3条の300メートル規制、第9条の環境との調和、第11条の文化財保護、第12条の計画時の住民説明のいずれも適用がなされません。よって、仮に条例が制定されても、既に認定されている小形風力設備については、その建設を法的に妨げる内容ではありません。つまり、事業者が望めば建設は可能であり、条例が事業者による経済活動を阻害する恐れは、極めて小さいと言えます。

一方で、本条例案は、事業者に対して地域と共生することを明確に求めています。地域との信頼関係を構築するため、双方向で適切なコミュニケーションをとるように努めること、住民からの申し出に対して誠意をもって対応することなどです。地域で生きていこうと思えば、誰しもが担う当然の責務と考えますが、いかがでしょうか。そして、加えまして発電事業者による住民とのコミュニケー

ションは、実は本町のガイドラインでも既に定められております。しかしながら、奥田地区の風車所有者、すなわち発電事業者は住民の前で説明することを拒否し続けております。現地の標識の連絡先に電話をかけましたが着信拒否がされており、一度も私たちは話をしたことがありません。群馬県まで面会に行きましたが、拒否されました。また、住民からの質問にも返答がない状況です。

ガイドラインでは、全く効力がないことは明らかです。標識や柵の設置も同様です。事故が起きた時、一体誰にどうやって連絡を取ればいいのでしょうか。また、設備の火災や倒壊・破損によって万が一にでも地域の子供や学生さんがけがをしたら、誰が責任を取りますか。議員の皆さんは、恐らく自動車の任意保険に入っておられると思います。同じことです。保険加入は社会で生きていく上で、当然の責務と考えております。実際に奥田の風力事業者は保険に入っているようですが、その保険料はそれほど高いものではありません。自動車の任意保険と大きく変わらない程度の金額です。

最後に、重要なことを繰り返します。実はこれらを守らなくても、罰金も禁固刑も、この条例にはございません。ただ、場合によっては、行政の裁量のもと必要だと判断された場合に限り、氏名公表等がなされるに過ぎません。ですから、風力発電事業者による財産権侵害などを理由とする訴訟の恐れはないはずです。

8つ目、では条例が制定されたとします。その後、新規に参入しようとする事業者がいるとします。条例制定に対して、苦情を言う可能性があるのでしょうか。今後、実は小形風車・大型風車を問わず陸上の風車については、新規参入の数は大幅に減少すると黙されております。これは、国が、洋上風力発電の振興の方針を切り替えようとしているからです。これは一つの理由だと考えております。国が定める買取価格も、キロワット当たり55円であったものが、本年は19円、来年は18円と、どんどん引き下げられております。国は、買取価格制度そのものを廃止する方向も打ち出しております。

したがって、今後は赤字覚悟で純粋にエコを理由に参入する事業者以外、利益追求を目的に新規に参入する事業者は少なくなるものと推測されます。よって、条例が制定されても、これに対する新規参入事業者からの苦情を心配する必要は、それほどないのです。

一つ付け加えれば、条例の制定は、国の方針と言ってもよいものです。中部経済産業局の新エネルギー対策課長はこう言いました。「小形風力の環境紛争解決には、自治体による条例の制定こそが望ましい。」と、NHKテレビの取材に答えておりました。

9つ目、国内の他地域では、ガイドライン・条例の運用状況はどうなっているのでしょうか。

北海道稚内市、2017年に条例を定めました。今回、私たちの提案した条例は、これをベースにしております。同市が制定した動機は何だったのでしょうか。稚内市では、条例制定に先立ちガイドラインを作っておりましたが、小形風力の計画が一気に増えた。結果、市の行政——住民ではありません——行政が、このままでは住宅の近くに風車が乱立する。住民から苦情が出るようでは、せっかくの再生エネルギーが生かせないと危機感を持ったことが、きっかけであったと聞き及んでおります。ある意味、風力発電推進の立場で、稚内市は条例を作ったわけです。稚内市では、現在も実に100基以上の小形風力の計画があります。

しかし、実は、合計でたった4基しか稼働しておりません。市によれば条例制定後、相談件数が増加したものの、同時に計画中止が続出したようです。特筆すべきことは、それにも関わらず事業者による訴訟提起は、1件もないことです。

美浜町では、小形風力発電設備に関するガイドラインを昨年作成しましたが、住民の願いを踏みこじる形で風車の建設と稼働に至っております。この間、私たちの理解では、町の行政は、ガイドラインには法的な強制力がないため、発電事業者に対して、住民とのコミュニケーションを図ることすら強く指導することができない、そういった姿勢に終始しております。騒音やシャドーフリッカーの被害を食いとめるために、事業者に具体策を講じるよう指導も注意もなされておられません。

議員御承知のとおり、ガイドライン制定時、パブリックコメントには、町側の回答としてこう書かれております。

No.119です。ガイドラインの実質的な効果を検証した上で条例化を検討します。こうなっております。

そこで、議員の皆さんにお願いがございます。ぜひ、町の行政に問いかけてください。あれから1年が経過し、どのような検証がなされたのか。よろしく願いいたします。私は、美浜町ではガイドラインでは不十分だったからこそ、今、こうして2,200名もの有権者によって条例の制定が求められる状況が生まれたのであると、このように捉えております。

10番目、再生エネルギー利用に関するほかの自治体では、どのような状況でしょうか。全国には数多くの法整備、太陽光・風力（発電に関する）法整備がなされております。条例制定も珍しくありません。

静岡県富士宮市、風力と太陽光の両方を規制する条例を制定してこれを運用しております。つまり、風力発電に対し、条例をもって規制するのは、北海道稚内市だけではありません。その意味でも、賢明な議員の皆様におかれましては、町長より発せられた意見書に

対して、その真意を慎重に御判断いただきたく思います。

同じ東海地方、(三重県)鳥羽市、同市の議会文教産業常任委員会、平成29年5月に声明を出しております。

1年間、再生エネルギー法整備状況を調べました。他県の自治体では、首長の強力な指示により景観保護政策が推進されていると言わざるをえない。我が町の自然や景観を守ることを首長自らが表明し、上位法との狭間でできることを検討し、政策として打ち出すことにより、どこどこの自治体では再生エネルギーの設置に規制をかけたようだとの情報が、事業者の間で出回ることで抑制効果を上げている。本市でもこれを期待する。拝聴に値する御意見だと私は感じました。

以上、条例が必要な理由について御説明をいたしました。本条例案には、2,200名の有権者から期待が集まっております。それらの声をいくつか御紹介します。

美浜町が責任をもって住民の意見や苦情を聞いて、問題解決をしていただきたい。行政や議員の皆さんには、風車が動いている時、シャドーフリッカーが起きている時などの被害の状況を現地確認していただきたい。町議の皆さんには、町民のために努力してくださいと言いたい。ある農業委員の方から、条例がないため農業委員会でもどうにもできない。——農地転用などのことですね。——みんな困っている。美浜町への移住者を増やす取り組みをしている方からは、風力発電所が建ったらこれまでの努力が水の泡だ。

また、風力発電所の被害から住民を守るためには条例を作るしかない。対案も示さず、安易な判断をすることだけはやめてほしい。

また、被害が出て苦しんでいる町民がいるのに何もできないのであれば、ガイドラインではダメだということでしょう。議会の中でしっかり議論して条例化をして下さい。

また、町内に居住する大学生から、奥田の風力発電所を見ました。民家までの距離は近くギコギコという大きな音を立てながら勢いよく回っていました。とても大きく、こんな物が壊れたらと思うと、とても怖い気持ちになりました。町には、住民の安全を第一に考えてほしい。このような御意見のほか、多くの御意見が寄せられております。

最後に、結びの言葉を申し上げます。

町長、行政職員並びに議員の皆様にお伺いをいたします。太陽光や風力のガイドライン、または条例により不利益を受けたとして、事業者が自治体に損害賠償を訴えた事例が存在しますか。さらには、自治体が敗訴し損害を受けた例が、ありますでしょうか。ぜひ、この点をお調べいただきたいと思います。

私は、いくつかの自治体にすぎませんが、クレームがあったといった程度の話は聞いて知っております。しかし、訴訟や損害賠償といった事例は存じ上げません。風力発電事業者、とりわけ小形風力の固定価格低下前に駆け込み建設を急いだ業者、特に今回、奥田の業者がそれですが、大変経営規模の小さい会社でなりふり構わず手を出した。経営悪化で倒産寸前の会社も多いといったことが、新聞の報道でもございます。

したがって、費用と時間が分かり、さらに経営状態を悪化させる訴訟を起こすことは、まずありません。仮に、万、万、万が一、業者が町を訴えても、町や議会が町民を守る姿勢を貫き続ければ、町民や全国の世論は、必ず町や議会の見方になります。反対に、町も議会も住民を守る姿勢を見せなければ、その議決は申すまでもございません。

それでも、業者が町を訴える可能性は果たしてあるのか、本条例案の作成過程で、私たちは条例の憲法との適合性という観点から協議を進め、とりわけ事業者側の財産権の侵害にあたらぬかを検討しました。その中で、規制の目的の正当性、規制手段の必要性と合理性などについて議論を重ねました。

その結果、勧告しても従わない場合は、氏名等の公表という形としたのです。ただし、私たちの調べた限りにおいて、多くの自治体でこれを公表した実績はなく、仮にあっても、それによる訴訟の提起や損害賠償の請求事例はありませんでした。

以上、申し述べた点に鑑みれば、この度、齋藤宏一町長より出された意見書は、問題の本質を痛烈に見誤ったものであり、今後の美浜町の住民生活及び自然環境を守る姿勢、これを著しく欠いていると言わざるを得ません。

こうした私たちの思いは、遺憾ながら時に厳しい口調になりがちですが、ここにいる議員の皆さん、そして町職員の皆さん誰もが、自分たちの町を守る、町民の健康と命を守るという使命感を持って、日々仕事をして下さっているものと信じております。

しかし、その思いだけで十分でしょうか。私は、昨年4月以降、美浜町職員の皆さんの苦悩を間近で見まいりました。ガイドラインという法的拘束力のないルールしか持たないために、住民のために責務を果たそうにも何もできない状態です。

ですから、この間ずっと私たちは、条例を作りましょうと呼びかけて参りました。明後日、7月12日の本会議で、それがいよいよ実

現する可能性がございます。条例ができれば、職員の皆さんが住民被害を確認した時に、しっかりと仕事ができるようになります。事業者に対して、フリッカー被害の対策を講じて下さいと、胸を張って言えるようになるからです。

同時に、既に認定されている事業が住宅の近くにある場合、事業者に対して、風車は建てられますが、その場合は地域と共生する対応をしていただきます。被害を出した場合には対策を講じていただきますと、しっかりと言えるようになります。いかがでしょうか。とても大切なことではないでしょうか。

最後に、議員の皆さんに改めて申し上げます。本条例の制定は、自然再生エネルギーの利用が、住民の生活や健康を犠牲にして成り立つものではないということを、ここ知多郡美浜町において宣言する絶好の機会にもなります。すなわち、地域経済の発展と豊かで安全・安心な住民の暮らし、これらの両立こそが再生エネルギーには必要なのだということです。

明後日、令和元年7月12日は、このことを使命感ある美浜町議員の皆さんが決断した日として、後世まで美浜町の住民に語り継がれることになるでしょう。

以上を持ちまして、私の意見陳述を終わります。

[降 壇]

○議長（大岩 靖君）

ただいま意見陳述が終わりました。

以上で、議案第38号に関する条例制定請求代表者の意見陳述を終わります。

ここで、休憩とします。

[午前 10 時 33 分 休憩]

[午前 10 時 34 分 再開]

○議長（大岩 靖君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案第38号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第2、議案第38号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○5番（山本辰見君）

一定の質問事項は事前に通告してありますが、少し補足も含めて答弁によっては補充質問をさせていただきます。

ただいま、谷口代表からの意見陳述も、相当、中身の問題で、それから背景等のいろいろ説明がありました。そこで大分理解できたこともあるわけですが、町として掴んでいることを確認したいと思います。

1点目は、先ほど代表から説明がありましたように、今回の条例のベースになったのが北海道の稚内市の条例でございます。平成29年12月に制定されました。谷口さんも紹介しましたが、実際この条例を作ったことによって、具体的には業者から訴えられたことはあるのか、現地の状況ですね。ぜひそれを掴んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それからもう一つは、条例が制定された後、この制限区域内、稚内市の場合は100メートル以内ということですが、そこに条例を破ってまでも建てようとした業者がいるのかということですね。

それからもう一つは、先ほど稚内市だけじゃなくて、その周辺にも影響があるということでしたけれども、この条例を制定したことによって周辺の市町の動き、いわゆる業者の動きはどの程度掴んでいるのかお聞きします。

2点目は、先ほど、ほかでのいわゆる事故の問題がありましたけれども、実はこの条例の、あるいはガイドライン、町によっては指針という形で取り組んでいるところもありますが、その大きなきっかけとなったのが、青森県の横浜町というところですね——下北半島の近くになるのですけれども——いわゆる真夜中に風車が制御できなくなって、そのすぐ近くの家族の方が潮まで全く眠れなかったと。ヘリコプターでも落ちてきたのかなと思うような音だったようです。この横浜町の事故をどう理解して、どう受け止めている

のか。このことが、やはりこの運動がなかなか町長の意見書の中にもあったように、ほかで条例として進んでいないところがありますけれども、率直に条例じゃなくても、先ほど紹介があったような形だとか、あるいは指針という形ですね。この横浜町では、実は2016年に事故が起きているのですけれど、その後500メートル、700メートル離しなさいというような指針をもってですね。

ただし、300メートル以内で建てた場合、住民の許可を取りなさい。許可というか、承諾書ももらってきなさいという形になっていますから、実質300メートル以内は建てられないというような指針をもって。条例ではありませんけれども、その辺のところの、いわゆる横浜町での動きをどう掴んでいるのか、教えていただきたいと思います。

それからもう1点は、町長の意見書の中では、さまざまな課題がある、だから非常に難しいと。非常に残念ですけども、逃げ腰の姿勢が見えています。それで、私は本来、自治体というのは、住民の安心・安全、福祉の増進、これに努めることが本来の仕事だと思っております。具体的に、地方自治法の「自治体の役割」の部分を紹介したいと思っておりますけれども、こうあります。

第1条の2——総則の中の最初のほうですね——地方公共団体の役割、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

ここには第2項として、国による制度作成等の原則、それと地方自治体の関係がありますけれども、そこも読ませていただきますけれども、国は前項の——いわゆる福祉の増進を図ることを——規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動もしくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模でもしくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施、その他の国が本来なすべき役割を重点的に国としてはやりなさいと。それに対して、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本とする——という形になっておりますから、私は意見書の中にありましたさまざまな課題はあるけれども、本来、最初に指摘しております目的については、ガイドラインについてもこの条例についても、目的は一緒だという立場ですから、ぜひ、いわゆるできない理由をあれこれ述べるのではなくて、できる方法をなんとか検討できないものか、そういう検討はされているのかということですね。

先ほど谷口代表からも、ものによっては、今回は当然、条例案として提示しますが、中身の検討、見直しも含めて、やぶさかではないというのがありますから、町が先ほど意見書として述べたいいくつかの課題を、それを整理して、じゃあこういうふうであれば町の条例はできるんじゃないかというのは検討したかどうか。

まず、大きく3点についてお伺いします

○環境課長（藪井幹久君）

それでは、私のほうからは、まず稚内市の状況、さらには青森県の横浜町、その辺りのことにつきまして答弁させていただきます。まず稚内市につきましては、平成23年3月でございますが、「環境都市宣言」という宣言をされている市ということでありまして、風力発電を初めとする再生可能エネルギーの導入拡大には、早くから取り組まれている市ということでございます。

さらには、稚内市というのは、今回、風力ということでございますが、風況の非常に良い所ということでございまして、メガといえますか、大規模という意味でございますが、大規模な大型風力発電施設につきましては、その宣言より以前の平成12年頃から市内各地で建設が進んできているということで、市の直営の公共的な風力発電施設だけではなく、民間の施設も多数建設をされているという市でございます。また、小形風力発電について言いますと、許認可がほとんど必要ないというものも多くございまして、手続きが容易だということで、平成29年頃から急激に増加したというのが、議員のおっしゃられるとおりでございます。

そうした状況で住民の皆様にも説明がなく建設されるというようなことは、この稚内市のほうでも多く発生したということで、いろいろ市の方に問い合わせが増えたということのようでもございました。

再生可能エネルギーの拡大を進めている市としましては、先ほどの意見の中にもありましたが、市民の安心・安全、そういったものを確保しながら、生活環境の保全を行なっていくという市の目的も両方達成するというところで条例を制定したと、我々は認識しております。

条例の制定後の状況でございますが、その制限区域内には、具体的には1件だったと聞いております。その事業者は、一説には従ったということでございますが、訴訟——訴えはされていないということでございます。

それで、認定の状況ですが、認定といいますか固定価格買取制度、FIT法と呼ばれておるその法の認定でございますが、平成30年度の前半、9月頃までにつきましては増加、つまり平成29年度まで単価が高かったということもありますので、その価格が適用される

まで増加しているという状況でございましたが、それ以降、現在に至るまでの認定自体はほとんどないと、小形につきましてははないという状況でございます。

また、設置工事自体も当時ありましたが、現在は本当に進んでいないと聞いておりますが、既に認定されたものが数多くありますので、今後も注意深く見守っていきますよと伺っております。

それで周辺の自治体の状況ということにつきましては、すぐ隣に豊富町というところがありますが、そこについては国定公園の特別地域がすごい全町的に広がっておるということで、そこにつきましては風力発電施設がほとんどないと聞いておりますが、さらにすぐ隣、やはり風況がとてもし、その隣の幌延町ですとか天塩町、そういったところは、稚内市が条例を制定した同時期にガイドラインを制定しております。そのガイドライン制定後は、そのガイドラインの内容を守りながら、建設がされていたということでございますが、先ほどの稚内市と同じように、現時点ではあまり動きがないということで、稚内市と同様の状況だと、同様の動きだと聞いております。

また、青森県の横浜町、こちらの状況について言いますと、もう一度繰り返しになるかもしれませんが、事故の状況を我々がどういうふう認識しているかということで、事故については風力発電設備の羽が破損したという事故、それについてはそう我々も認識しております、平成28年10月の夜、強風によって制御不能になって過回転の事故が起こり、少し火災もあったと、その風車につきましては、周りの火災ということではありませんが、そういったことで音もずっと続いたということで、それをきっかけに横浜町はガイドラインをと、進んでいったと認識しております。

この…先ほど500メートルですとか、300メートルですとかというお話も出たと思うのですが、最初、その事故でいろいろ聞き取り調査をしてみると、その「音で心配だ」というのが、500メートルぐらいの範囲内は聞こえて「心配だった。」ということで、500メートルという形での設定ということでしたが、その機種というのは、一旦——実は「NK認証」という認証がされたという形になっているのですが——それが一旦取り消しをされていて、事故によって取り消しをされていて、それからメーカーとしましては改善を加えて、改めて認定を受け、機種も改善をされたということで、300メートルにしたと、距離につきましてはですね、住宅からの距離は300メートルにしたという経緯を聞いております。

私どもガイドラインを策定する際には、実はこの事故の案件を重要視しまして、この青森県横浜町の距離を参考に、本町のガイドラインの距離を定めたということでございまして、こちらの事故については重く受け止めているという状況ではございます。それで横浜町の認定ですとか、そういった状況でございますが、やはり稚内市及びその周辺と同じように平成29年度の単価、平成30年度の前半までは、やはり認定はすごく増加をしたということでございましたが、その後、現在の時点では、認定とか工事建設も、現時点では落ちているといいますが、増えていないという状況でございます。

横浜町につきましても、そのガイドラインの後は大体30基程度、小形風力発電施設が建設されたと聞いておりますが、まだまだ認定はされたものにつきましては多数ありますので、稚内市と同じようなことを言っておられたと。注目していくということをおっしゃられたということになります。

横浜町周辺の自治体につきましても、こちらは本当に続くように、野辺地町だとか、むつ市ですとか、周辺ですね。そういったところはガイドラインを同じ距離で定められたという状況でございまして、認定状況・建設状況、業者の動きの状況、そういったものにつきましては、全く稚内市や横浜町、そういった状況と同じという状況だと認識しております。

次の点につきましては、厚生部長から答弁をします。

○厚生部長（八谷充則君）

山本議員の3つ目の質問の、条例案に係る質問について、お答えします。

先ほど、谷口さんの御意見も拝聴いたしました。基本的には本町といたしましても、住宅近くに風力発電施設のようなものができるということは、地域の土地利用計画にも合いませんし、地域住民の方々にとっても好ましくないということで、反対の立場でございます。ですので、そういったものを規制することが望ましいという考えを持っております。できれば条例化したいという考えも持っておりますが、それに先立って、町の条例というものは、なかなか国の法律——憲法に抵触するわけにはいかないというところがございますので、そういったところも含めて町長の意見書で申し上げましたけれども、町の顧問弁護士とも相談をして対処しているというところでございます。

それで、こうした問題については本町のみならず、北海道でも発生しているように、本来であれば、国が一律的にこういったものを規制するべきであると考えておりますので、その方向では議会ももちろんでございますし、町長も上京の都度、環境省に出向き要望しているところでございます。

町独自の条例案はどうだと、あるいは検討しているのかということでございますけれども、先ほど言いましたように、本町としても、いわゆる条例を制定する、いわゆる立地を規制する、設置を規制することについて、合理的な理由が整理できれば、ぜひとも条例を制定して規制していきたいと考えております。

そして、それをこれまでも検討してまいりました。ただ、先ほど谷口さんは「訴訟リスクはほとんどない」ということ、あるいは、その「公表するということは、事業者にとって大きなリスクではない」ということもありました。

あるいは、「新規の人は、そういったことはないだろう」ということもおっしゃられましたけれども、私ども顧問弁護士に相談する中では、例えば、新規の立地を制限することが、その土地の利用に関する規制に当たる、いわゆる「財産権の制限に当たる」ということになると。ということになると、それについては「規制する根拠とその合理的な理由を立証することができなければ、それはやはり憲法違反として損害賠償の対象になる可能性が高いですよ。」というお答えをいただいております。

本町としては、住民の方にこうしたリスクを判断していただく必要があると思っておりますし、行政としてはこうしたリスクが——先ほど訴訟リスクほとんど発生していないということでございます。私どもも発生していないと認識しておりますし、発生するリスクはほとんど低いと認識しておりますけれども——ただ低いから、やれるかという、行政としてはリスクがある以上は「リスクがあるのでできません。」と、この場では申し上げることしかできないという、今回、苦渋の判断でそういった結論に至ったということでございますので、その辺御理解いただきたいと思っております。

従いまして、現状において、先ほど谷口さんにも弁護士さんがおられて、合理的な理由等も検証されているようでございますので、また今後、そういったものを私どもの弁護士の意見等も、お互いの意見を参考にしながら、それが町として訴訟リスクに耐え得る、条例制定できるというものであれば、町として条例を制定することはやぶさかではございませんし、あるいは今回の議会、それ以降でも議会の中でそういったことを御判断いただいて、これで行けるということであれば、それはそれとして尊重するべきであると考えておりますので、よろしく願いたします。

〇5番(山本辰見君)

ちょっと補充の質問をさせていただきます。

町長の意見書の中にもありましたが、平成30年7月にガイドラインを作ったんだと。それで間に合っているという言い方はしておりませんが、そういう表現だったと思いますが、このいわゆるパブリックコメントにもありましたように、一定の期間、運用について検証した上で、できれば条例制定に向けた動きをしたいということですけれども、そのガイドラインの検証について、どの辺まで掘んでいるのか。

それから、このガイドラインは実際に、先ほど谷口さんのほうからあった23基ぐらいの既に認定された業者との兼ね合いでも、何か問い合わせだとか指導みたいなことがあったのかどうか、そのことを聞きたいのと、もう一つは、実は今、部長の答弁の中に、いわゆる「訴訟リスクを負ってでも」という、稚内市では——私、直接問い合わせたわけじゃありませんが——いろいろ調べた中でやはり一定の訴訟リスクはあることを覚悟してという、決意をして作ったということもお聞きしています。

それで、これは前提が、先ほど紹介したように住民の安心・安全を守る、そういう立場から決意を固めたということでございました。それで、その後の動きは先ほど料金のこともあって、FIT法のこともあって少なくなったというのがあったのですが、多分この条例を作ったことによって、業者さんに多くの規制という、動きを抑えているのではないかと。

それで、実は稚内市で条例を作ったすぐなのか、どれぐらいの時間が経ってからなのかわかりませんが、稚内市周辺の市町村、あるいは東北、今の青森県だとか秋田県だとかの方に、業者・関係者が「条例は作ってほしくない。」という動きをしたということもお聞きしています。それは一定、それで作らなくなっているかどうかはわかりませんが、いろいろ難しい課題があるというのは、先日の町長の意見書の中にもありましたけれども、私は何としてでもいわゆる訴訟リスクが、その例はうんと少ないだろう、可能性は少ないだろうということを指摘されているので、ぜひそういう面では、美浜町がその再生可能エネルギーのそれを奨励しながら、ただ全国にはやはり模範となるような条例を作ってほしいなど。模範という、いわゆる火付け役ですね。ぜひ、全国でも条例を作ろうじゃない

かと。国にもお願いはしているわけですが、条例を作って、さらにはこういうものを作るべきだと取り組んでいただきたいと思
いますけれども、先ほど一定検討はしたということですから、ぜひその辺の流れをもう1回確認したいと思

それから、もう1点、意見書の中で、いくつかの箇所を指摘したのは、谷口さんも紹介した、最後のいわゆる適用除外の項目の
ところでは、先ほど紹介のあったように既に通産省（正しくは経済産業省）で認定された物件については、それから今工事中の
物件については対象外とする、適用しないと。いくつかの項目をですね、ということになっております。

それからもう1点は、第24条のところの指摘がありましたけれども、第24条のところに対してこういう書き方をしております。「文書
閲覧又は資料提供の求め」においては、ほかの官公署の権限に関わる問題であり、ほかの官公署が任意に応じる場合は別として、権限
以上に開示を強制することはできないと考えております。」と。この表現は「求めることができる。」となっておりますから、強制する文
書でもなんでもないとはいえないかなと。

それからもう一つ、その前のほうの第18条、第19条、第20条、その後流れがありますけれども、第18条は、住民があそこ
の風力は危
ないという判断をした場合、町に報告しなさい、情報提供ですね。それを受けた町長は、第19条で実態調査することができる。

それから、第20条では、それでも問題があると認められたときには、助言・指導ができる。段階を踏んでおかしいと思っ
たらきちつ
と声を上げようという流れですから、即、命令だとか公表、ずーっと流れじゃなくて一定の流れの中で決めた条例案だと思
うんです。そういう面では、頑なに、できない、できない、できないということを前面に出すのではなくて、できる方
向で検討していただきたい
というのが、先ほど繰り返しますがお願いします。ガイドラインについても、もう少し。

○厚生部長（八谷充則君）

山本議員の御質問がたくさんありましたので、すべてお答えできるか、どうかちょっと自信がございませんけれども、まず、検証後
の苦情については、後ほど担当課長から答弁させていただきます。

また、検証についての私の所感で申し上げますと、このガイドラインを作った後、たくさん美浜町に建設計画があるものが、その後
進んでいないというのが、一定の効力を発揮しているのかなというのが私の所感でございます。いろいろと諸事情があると思
いますけ
れども、確かに単価も下がっておりますし、住民運動が盛んであるということで敬遠されているということも、当然あると思
います。
ガイドラインだけの効力ではないと思っております。

その次に、訴訟リスクを負ってでも、いわゆる稚内市は訴訟リスクを負ってでもやっている、美浜町でもやっ
てはどうかというご
意見かと思
いますけれども、まずこれが訴訟になった場合に、美浜町がいわゆる制限することが憲法違反であるという
ようなものを、町
として条例を作ることがい
わがなな
のかというところがあります。

稚内市の判断は稚内市の判断でございますけれども、美浜町としては憲法違反になる恐れがあるものについて、リスクがあるけれど
もやろう
ということ
を、町自ら発案して作るということ
はできないという考えでござ
います。

それから、遡及適用について若干申し上げますと、先ほど新しく作るものだけに遡及されて、古いものにはされないと、既に設置
されたもの・許可されたものにはされないとおっしゃられましたけれども、この遡及適用すべての条文を見ていきますと、すべての項目
について遡及適用しているわけでは
ござ
いません。

例えば、シャドーフリーカーのところは除外しておりますし、住民との対話のところも第3項ですか、入っておりません。

その後の、建てた後の住民との話し合い部分等が除外してあります。恐らく、そういった意図があるのかなと思
うわけ
でござ
います
けれども、そういったところも、例えば、シャドーフリーカーにしても、作った後にそれを遡及適用が
この中に入
ってない
ときに、実
際どう
いうふう
に業者
に言っ
ていく
んだら
うとい
うこと
が、非
常に
難し
いのか
なと思
って
お
り
ま
す。

町長の意見書で申し上げましたけれども、今のところ、いわゆる健康被害とかそういったものが国において実証されていない段階
において、これを規制していくということは、町自らそれを、蓋然性を立証していかなければいけないということも顧問弁護士から助
言
いた
だ
い
て
お
り
ま
す
の
で、
そ
う
い
っ
た
こ
と
を
考
え
ま
す
と
な
か
な
か
難
し
い
の
か
な
と
い
う
こ
と
で
ご
ざ
い
ま
す。

それから、ほかの官公署に対することについてでございますけれども、これを否定するものでも何でもござ
い
ま
せ
ん。

ただ、通常、行政どうしの中で文書のやり取りするときに、うちの条例に基づいて文書をくださいという訳ではなくて、相手方のほ
うでそれが相手方の、例えば個人情報保護条例ですとかいろいろなものの中で、これは出せると判断したものがいただけるという世界
でござ
います
の
で、
こ
れ
を
取
っ
て、
私
ど
も
の
条
例
に
入
れ
る
必
要
は
な
い
の
で
は
な
い
か
と
い
う
こ
と
で、
こ
れ
は
必
要
な
い
と
考
え
て
い
る
こ
ろ

でございます。

先ほどのガイドラインの効果と、その後の苦情があるかということについて、課長をお願いします。

○環境課長（藤井幹久君）

それでは、ガイドラインを制定した後の状況につきまして、お答えさせていただきます。

昨年7月にガイドラインを制定した際には、とにかくそれを事業者等に周知をしなければ実効力がないと我々も思いまして、わかっている事業者には直接、通知・連絡し、さらにはいろいろ手続きや相談がされるであろう中部経済産業局ですとか中部電力(株)、そういった所にもこのガイドラインの周知を依頼いたしました。

その結果、相談、やはり随時行われたということもありますので、新しく建設を計画している業者につきましては、我々のところにガイドラインについて問い合わせが数社来たという状況でございます。

それだけではなくて、我々といたしましても、23カ所という計画がある業者に対しましては、本当に計画が具体的になるようであれば、すぐにこちらに連絡をという形で周知をしてあるところでございます。

ですけれども、今こういった美浜町の状況を踏まえて、業者さんもいろいろ地元とどういふふうにといいことを検討されておる中では、今、計画が具体的に進んでいるという連絡は、今建設・中断されている業者以外は進めるという話は、聞いていないという状況にあります。

○議長（大岩 靖君）

山本議員、3回目です。

○5番（山本辰見君）

くどいようですが、最後に、もう一回確認したいのは、町もいわゆる何とか条例の制定の方向は持っている、否定するものではない、先ほど表明したと思いますが、今後の流れとして、当然、請求代表者の方の相談もしながらということになりますから、町の方が一方的に「ここと、ここと、ここは直して」とか、ということにはならないと思いますし、議員もそういうことではないと思いますが、流れとして、例えば、町として先ほどの訴訟リスクの問題等も含めた一定の見直しをした上での条例案の作成の、そういう動きをどういった形でとれるのでしょうか、とれるのかどうか。

今回は当然、条例案そのものを提示して「これを審議してください、これを決めてください。」ということですから、それを勝手に直す訳にはもちろんいけないですが、そうじゃない形で、町も思っていること、それから代表者の方が説明したようないろいろな背景の問題を配慮した、ちょっと言葉は悪いですけども見直し案みたいなものはね、そういう流れができるものか、できないものか。その辺だけちょっとお願いしたいと思います。

○町長（齋藤宏一君）

きょうは、谷口先生の非常に素晴らしい陳述を私も聞かせていただきました。この太陽光、それから風力、この問題につきましては、私も同感でございます。全く今の状況、見過ごすわけにはいかない。

これはもう以前から私も考えて、まあ、まさか今の立場になるとはね、思わなかったですけども。町長になって、即、これには全力で取り組もうということで、まず第1点、これは先ほど、要は訴訟問題だとか憲法違反だとか、こんなことにならないような、国が、そもそもこれはやらなきゃいけない問題、この問題はね。

それで、既に私がなった、町長に就任させていただいて、即、知多郡の——5町ですよ——知多郡の町村会に提言させていただきまして、「即、愛知県の町村会にまず上げよう。」と。これは、どういうことかといいますと、今、知多郡内の太陽光、美浜町の風力、「これはおかしいと。地域の本当の声、わかっているの、上(国)は。」ということから、町村会を通じて、まず郡から県へ上げます。

それで、愛知県の町村会——これも私、役員に。まあ、なぜか本年から役員としてさせていただいて——愛知県の町村会に郡から上げたのが、今度は愛知県として国に上げる。国の、全国の町村会がでございます。もともとそれを、私も1期務めさせていただきましたので、国の町村会の会議、これで決議したら各省庁へ陳情が上がります。まあ、そういうことをまずやろうと、これは、ということで手立てを今、全部進めております。

それから、なお2週間前でしょうかね。私も以前から中央の省庁には、まだ知り合いがたくさんございます。ありがたいことに、相応な、上のポストになってみえます。その方のところへも、お祝い訪問ですかね。事務次官だとか、官房長になられておる方もござい

ます。そこへお邪魔して、総務部長と行きました。即、この問題を見申させていただきました。「これは、要は通商産業省（正しくは経済産業省）、こういうところでやるだけじゃなくて環境省も農林水産省も、もっとこの問題を地方の声を取り上げてほしい。これではないと大変なことになるよ。」ということを見申させていただきました。

また、愛知県の、つい最近、これも森林審議会というのがございました。これもなぜか私、役員として名を連ねるようなことになっておまして、森林審議会といいますと出席者は愛知県の、林野の關係の重要ポストの方が全員出ています。それから、一般的には名古屋大学教授、あるいは名城大学の教授、それから森林組合の組合長、それから森林——県の協会長というような重要ポストの方がみえまして、そこでもこの問題を見申させていただきました。

非常に皆さん、同感ですね。非常に皆さんも分かってみえる、分かってみえます、これはね。だから、何とかこのことが国としてももう少し地域の声を聞いて、規制できるよう法令改正、これをしていただけないものかということで、今やっております。

それで、その間、今回もこの案について継続してもっと審議しようとか、このままではまずいぞという気持ちも職員は皆、持っています、持っています。ということで、この声をとにかく大きくしよう。美浜町からこういう多くの人の署名運動から上がったこと。これは署名だけじゃない、みんなそう思っていると思います、町民はね。

だから、これを全力で進めるし、先ほど谷口先生からも御指摘がございました。ガイドラインそのものができて、果たして職員の対応がね、末端までうまくいっているだろうか。これは、私たちの責任ですから。これから職員ともども町民の声を聞き、細かくそういう指示をする。業者にも指示をする。これしか止めようがございません、今のところね。

これは、いろいろな面で今、美浜町は無法地帯、私はそう思っています。それから、今の中央道（正しくは知多半島道路・南知多道路）を通ってくると、これは太陽光の問題ですけれども、非常に愛知県の職員も危惧をしています。今までは見晴らしがよかったのが、何、これ。誰でも思います。ですから、あらゆるそういう声ももう上がっていますので、なんとかいい形でこの規制をね。

それで、本来のこのいいものを守り残すということは、これは一番大事なことです。ぜひ、きょうたくさんのお支援の方々がおみえになりました、傍聴の方々ね。ぜひ、そういう意味で御一緒にこの問題を少しでも早く抑えられるような形を取れたらと思います。

議員の皆さんにも、心からお願いを申し上げます。

○厚生部長（八谷充則君）

あの考え方は、町長が言ったとおりであります、先ほど山本議員が言われた「条例制定に向けた町の動きは。」という御質問に対してお答えします。

まず、この条例案は、今、住民の方々が作られたものが議会に上がっておる状態でございます、町には修正権がございません。修正ができるのは議会のみでございます。

あと、町長が先ほど継続で審査・審議してはということも、私どもが言うことではなくて、これも議会がそういうふうに必要なであれば考えていただくということになります。

それで、私ども、先ほど山本辰見議員が「町として作る考えがある。」と受け取られたということでございますが、「作りたい意思がございます。」ということでございます。ただ、その前提として「合理的理由が成り立つか」というところがございまして、それについては、先ほども言った谷口さんのほうの合理的理由であるとか、私どもの弁護士の助言とか、とは言ってもなかなか弁護士に「理由を考えてください。」と言っても、考えてはくれません。私どもが考えた理由について、それが大丈夫だとかちょっと不安だとか、そういったことになりますので、基本的には自分たちで考えなければならぬのですけれども、自分たちで考える中では、これまでではなかなか訴訟に耐えられるものではないだろうということで、私どもでは作れないという判断でしたけれども、それが先ほど意見陳述の中で「自分たちの中でも検証して、いける。」というようなことも言われたような気がしますので、その辺の御意見も拝聴しながら、それを受けて、それでいけるということであれば、内部的にまたそれを詰めていくということになりますけれども、まずは、今、議会に上がっている段階でございますので、議会で修正をどうすると。

その過程の中で、私どもも入って、いわゆるお互いの法律的な話の中で、訴訟にどうだということを詰めたところで、議会が修正してそれを可決するという考え方が、方法が一つと。

あるいは、町が作るということになりますと、この条例案は、一旦、否決という形になりまして、その後、町として独自の条例案を、また話し合って作っていくという、こういった流れが考えられるのかなと思います。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（石田秀夫君）

私も議長あてに質問書を提出させていただいて、執行部の皆さんに質問を投げかけたところでございますが、ただいま山本議員からの質問で、ほとんど執行部の方々がお答えになった内容が、お答えになったことだとは考えておるんですけども、再度、まとめてで執行部の御意見を、きょうの意見陳述、谷口先生の意見陳述を含め、執行部の御意見をいただきたく、立たせていただきました。

一つに、意見書内容は、条例案に対しまして合理的な根拠がはっきりしないことを始め、課題が多いことを指摘しており、否定的であります。しかし、町が作成したガイドラインは、町民の皆様の安心・安全を考え作成されたと思いますが、現実的にはその効力に欠け、今回の条例案の提出・署名につながり、今回に至ったと考えます。

町独自として条例案の対案を考えていくべきではないでしょうか、まず1点。

2点目、現在提出された条例案に対して、修正を求める考えはないですか、ということが2点目。

また、町民の居住環境において、安心・安全を確保していく上で、条例改正も今後必要だと考えるが、いかがでしょうか。

3点目で、町が把握している風力発電施設設置計画は、何基把握しているのでしょうか。

4点目で、現時点では、設置計画申請業者との話し合いは、できないのでしょうか、ということでございます。

以上4点でございますが、その4点目におきまして、今までガイドラインが制定されてから、どのように申請業者と話し合いをしてきたのでしょうか。それとも野放しで、うちがこういうガイドラインができましたと言うだけで、壁紙に張ったという形で過ぎてきたのかということをお伺いしたいです。よろしくお願ひします。

○厚生部長（八谷充則君）

それでは私のほうからは、質問の1番目と2番目についてお答えして、3番目・4番目につきましては課長より答弁申し上げます。よろしくお願ひします。

まず、1番目の質問の条例案、対案を町として考える考えはあるかということでございますが、先ほど来、山本辰見議員にお答えしたとおりでございますが、合理的理由がつけられ町としては制定することはやぶさかではございませんし、議会のほうでそういった根拠に基づいて修正案を出してくれば、町としても真摯に受けて、基本的にはそれに従っていくという考えでございます。

2番目の質問でございますけれども、この修正に関する御質問であったかと思ひます。仮に、今まで申し上げたようにこの規制、いわゆる条例を作ることに對する規制、その中で規制していくことに對する合理的理由の説明がつくということ、あるいは議会として訴訟リスクを負ってでも条例を作れというようなことを判断した場合、少なくとも第6条の「日影」、シャドーフリッカーの部分、それから第12条の「事業説明及び住民との信頼関係の構築」、それから第24条の「文章又は資料提供の求め」、さらには第25条「関係機関との連携」、そして附則2の「経過措置」の遡及適用の範囲、これについては修正が必要であろうと考えております。

また、それ以外の規制に係る条項についても、これが「努力義務にとどめることができないものかも」といったことについても、検討していく必要があると考えております。

○環境課長（藤井幹久君）

それでは私のほうからは、石田議員からの、町が把握している風力発電計画が何基ありますかということでございますが、先ほどから何回か出てきておりますけれども、計画につきましては23基ということでございます。

なお、この23基の中には、現在既に稼働しております奥田御茶錢の1基、さらにはそのすぐ南の奥田石龜の工事が中絶している1基、それも含んで23基ということでございますのでお願ひします。

また、その次の質問、現時点で設置計画者との話し合いはできないでしょうかという御質問でございますが、先ほど山本議員のときにも答弁しましたが、設置業者にはガイドラインのことについては周知をして、その際には「本当に計画が進んだら、それを本当に早く連絡してください。」ということ、そういった話をした時の、当面の答弁、相手の答えとしましては「ちょっと今、難しいな」という感触で答えられている。それが、ずーっと今に来ているということでございますので、今回、再度このガイドラインにつきまして、周知とともに計画の状況ですとか、向こうの意向ですね、そうしたものをアンケートといひますか、そういったような形で調査の実施等をしていこうと、検討をさせていただこうと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○2番(石田秀夫君)

私のほうからで、今、修正ということで答弁を聞いたわけですけども、今回の提出された条例案に対しましてで、一番問題点といましてすれ違いの部分といえますか、一番、今、署名された2,200名の方たちの御意見としましては、フリッカーに対する対応を、非常に希望しているところだと、私は捉えております。

そういった中で、それを日陰の問題ということで外すんだとか、規制を甘くすることに関して、先に健康調査なりのそういう、今まででそういう、先ほど山本議員が申し述べた、じゃあ町民からの御意見はどうだったんだと。そういう問題に対して町に投げかけられたけれども、言われたけれどもどうなんだという答えが、再度、私はお聞きしたくて、フリッカーの、今回の条例案提出のところで、一番大事な部分になってきようかと思っております。大事な部分の一つということで。そういったことで、しっかりと考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○厚生部長(八谷充則君)

シャドーフリッカーの部分、二つの話がありまして、一つは設置に際してのシャドーフリッカーの防止の話と適及適用の話とあります。どちらも同じことでございますけれども、いわゆるこういったことは、先ほどもありました「目まいがする。」ですとか、「吐き気がする。」ですとか、当然そういった被害を訴えられている方がいらっしゃるということは決して否定いたしませんし、そういったことがあるのだらうということでございますけれども、これが新福の場に行きますと、それをいわゆる医学的のことといえますか、検証してそれが起こる客観的な可能性が高い——これを蓋然性というふうに言うようでございますけれども——こういったことを立証しなければいけないということです。

当然、私も行政機関の中でこういったものを立証するような知識、専門的な部署もございませんので、そういったことをどのようにしていくのかということが全くわからないというか、それを例えば専門的な研究機関ですとか、そういったところにやって、そこで確かに蓋然性があるということを立証した上でなければ、本来、町としてこういったものを規制すべきではないと考えております。

当然、困っておられる方がおられることは十分承知しておりますけれども、これを行政として実際に規制をするということになれば、その規制のもととなる根拠というものを求めて参ります。相手から「それは、どのような根拠に基づいて規制しているんだ。」と。「国も県も規制していないものを、町がどうやって規制するんだ。」と。その根拠は何だと、医学的のどうだということを言われた時に、答えられないと私どもは今考えておりますので、この部分については努力義務程度におさめるべきであろうと考えているということで、修正する必要があると考えていると答弁いたしました。

○6番(鈴木美代子君)

今の部長さんの答弁だけど、要するにこの町長の意見書にもありますけれども、一体憲法が、国も県も、町は一体町民の味方なのか、私はそれが第一だと思うんですね。「味方だけれども、裁判になるとなかなかそうはいかん。」と言われるかもしれませんけれど、私は裁判になろうがなんだろうが、本当に住民の本当に困っているそういう辛さ、しんどさ、苦しさ、それが分かってあげるのが行政だと思うんですよ。

だからここにも書いてありますね、最後の、齋藤町長の最後のページですけども、「規制に合理的理由がない場合には、憲法違反として損害賠償の対象となる可能性が高い」、それはもつてのほかですよ。町民の苦しさを思えば、何が憲法違反ですか。国に対して町が、町長でもいいんですけども、本当に味方になれるかどうか、私はそれだと思うんですよ。このままでは、医学的な、今も言われたとおり、医学的な根拠や理由がないと言われれば、反論ができないわけですかね。それはおかしい。どんな時にも私は、住民の味方になってほしいんです。

○議長(大岩 靖君)

鈴木議員、質疑をお願いします。

○6番(鈴木美代子君)

はい。だから私は、意見書の3ページにもありますね。「具体的に損害賠償の対象になる可能性があるものと考えております。」と。具体的に、何を指しているんですか、これは。答えてください。

○厚生部長(八谷充則君)

この条例の根本的な目的は、規制することです。いわゆる立地を規制することです。いわゆる小形風力発電施設の住宅近くへの設置

を規制することです。「300メートル未満はダメですよ。」ということです。「制限区域を設けたら、そこではもうだめですよ。」ということ。それ以外のところは枝葉の部分です。

いわゆる、そもそも建てなければ、シャドーフリッカーもないわけですし、音もないわけです。300メートルで規制すれば、ほとんど美浜町の全域をカバーするわけです。それで、ここでいう損害賠償の対象となるというのは、先ほどから申しているいわゆる「財産権」です。ですから、「300メートル未満は、建ててはだめですよ。」と言った時点で、その所有者にとっては、そこに小形風力発電施設を設置することができなくなるわけです。そうすると、その方の財産の運用に関する権利を制限することになるわけです。

そうすると、「財産権」を制限するためには、「公共の福祉に反しない限り」というようなことが憲法に書かれているわけです。

そうしますと、そのいわゆる財産権を制限するに足る「公共の利益に反しているんだ。」ということ、町として立証していく必要がある。それが合理的な理由があるということです。

ですから、この条例に従って「公表」以前にですね、もう既にこの条例に従って、「今まで散々お金をかけて準備をしてきたけれども条例がだめだと言っているからやめます。」と言った時に、「では、その条例自体がそもそも憲法に抵触してないのか。」ということを訴訟される恐れがあるということです。その場合に、負けた場合に、それが訴訟リスクとして損害賠償の対象になるというふうを考えているということです。

○議長（大岩 靖君）

議員に申し上げます。美浜町議会会議規則第53条において、議員は、質疑に当たっては自己の意見を述べることはできないと規定されております。自己の意見でなく、簡潔に質疑していただきたいので、お願い申し上げます。

ほかに、質疑はありませんか。

○6番（鈴木美代子君）

谷口代表から、財産権の侵害には当たらないというような陳述がありましたよね。それをどう考えますか。

○厚生部長（八谷充則君）

そのようには受け取っておりませんが、実際にどういった合理的な理由を考えられて、先ほど山本議員の答弁でも申し上げましたけれども、私どもは私どもとして、顧問弁護士に相談して「こういったリスクがありますよ。」と。ただし、それについては「どういった理由があって、それを制限するかということは、私たちで考えなさい。」ということでは言われております。

それを、例えば、先ほど言われた倒れる恐れがあるとか、火災の恐れがあるとか、シャドーフリッカーがあるとか、あるいは低周波の問題があるとか、こういったことを積み上げることによって、例えば、小形風力発電施設の住宅近くの立地が制限できるかということについて、ちょっと厳しいのではないかとということを判断して、今、できないというふうに答えている。

それを、先ほど「財産権の侵害に当たらない。」と言われたと、今、鈴木議員言われましたけれども、こういった「財産権の侵害に当たる恐れがない。」と言ったと私は思っておりますけれども、本当にその財産権の侵害に当たらないのかということになりますと、法律論争になってくるわけですね。それで、片や私ども顧問弁護士のほうが「恐れがある。」と言って、鈴木美代子議員が先ほど「ない。」と言われたと、その裏付けとなるものがあちら、いわゆる谷口さん側の弁護士だとすれば、それは最終的には裁判の中でお互いの議論をぶつけていくということになると、少なくともリスクはあると考えております。

従いまして、片方だけの意見をもってそれがよしとするわけではございませんけれども、少なくとも私どものほうにリスクがあるということですので、それを今後またお話し合いをしながら、リスクのない方向の、いわゆる合理的な理由が見つかってくれば、それに従って町としてやっていきたいと考えているというところでございます。

○議長（大岩 靖君）

ほかに、質疑はありませんか。

○3番（森川元晴君）

今回の条例案に関しまして、いろいろリスクだとか、そういうふうなことであると思うんですが、希望の輪といたしましては、結局その今23基ですか、そういう申請がなされている業者、そういう業者に関しましては適用を除外していくというような説明でありましたが、今までの経緯で、そのモラルのある業者であればこのガイドラインの制定によってある程度の住民との共生、先ほども出ていました話し合い等がつくと思うんですが、私が指摘したいのは、そういうモラルのある業者だけでは限らないというふうな思っておるわ

けなんです。

そんな中で、やはりそういうガイドライン、極端なことを言うと条例を制定させたとしても、それに従うかどうか分からない、そのような業者もあるかもしれません。ぜひ、そういう業者に対しまして——わかりませんよ。そういうふうな可能性の話をしておるわけでございますので、そういう業者と言い切ることはできませんが——やはり、今後しっかりとこういう条例とガイドライン等を生かして業者と話し合っ、住民と共生していくというのが目的であるというふうに思っております。

それでここでお聞きしたいのは、やはりそういうふうな可能性、無視して事業を進めていくようなものに対して、町として何かお考えはありますか。

○厚生部長（八谷充則君）

無視して進めるところがあるから、住民の方々がいわゆるこの条例案を出してきたと、極端なことを言えば思うわけです。

無視というか、ガイドラインというのは可証お願いですので、協力のお願いですので、「やめてくれませんか」と言って、それで「いや、無理です。もうお金も投資していますし、それはできません。」という判断の中で1基建って、もう1基建とうとしている。

それで、それを「どうしてもダメだ。」というところを、例えば、条例を作ってしまうばですね、条例では300メートル以内は作れないという条例になるものですから、条例違反ということになってきますね。

それで、それを無視して進められるかという話の一つあります。

国のほうでも、町のガイドラインあるいは条例を尊重するというようになっておりますので、町の条例が通らない中で、国が通していくかということは、ちょっと疑問なところはあります。それでも設置をした場合には、それはもう手立てはないですね。

町として公表する程度の話しかありません。それ以上のことは——では、そこに行って強制代執行するようなことは、できないと考えております。

そうならないように、今、ガイドラインを運用していきたいと思っておりますし、できれば条例が、合理的な理由が成り立てば、それもあると考えております。

○議長（大岩 靖君）

ほかに、質疑はありますか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○議長（大岩 靖君）

ないようですので、これをもって、質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第3 議案第39号 美浜町図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第3、議案第39号 美浜町図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○5番（山本辰見君）

この条例改正の率直な中身は、いわゆる指定管理者制度に図書館をしていきたいということですが、しかも一般的なおとこ、決まったところじゃなくてプロポーザル方式という形で、いわゆる運営案を持った業者、民間業者なのか、あるいはNPO法人みたいな、分かりませんが、町の目的は何でしょうか。いわゆる経費を削減したいというのはあるんですが、率直に二つお聞きします。

今、頑張ってくれている正規の職員、臨時の職員の方も含めて、その方たちの扱いはどうなるのかということと、例えば、民間だろうが委託となったときに、そこに例えば図書館長だとかいう形の責任、町の責任者がいるのか、いないのかということも含めてですね。私は率直に、やはり削減するというのが、結果として職員を減らすということにつながった場合に、いわゆる働き場所がなくなるわけですから、そういう心配をしているんですが、その辺いかがでしょうか。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

図書館の指定管理につきましては、住民サービスの向上と、あと財政面における人件費の削減ということが目的となってくるかなというところでございます。

当然、今いる職員、正規の職員につきましては、図書館のほうの事務は行わないということになってくるかとは思いますが。

臨時職員につきましては、指定管理の要綱の中にでもうたってますけれども、まだ案の段階でございますけれども、その中でそういう希望があれば、今、うちの臨時職員として働いている職員につきましても雇用の検討をしていただけるような内容になっております。

当然、指定管理施設全面の委託になりますので、館長以下事務職員につきましては、指定管理後につきましては、指定管理業者のほうで館長職を置きます。町との関わりにつきましては、生涯学習課としては図書館の担当職員という形で、本の除籍とか購入に関しては見ていきたいと考えております。

○5番(山本辰見君)

先ほど一緒に聞けばよかったんですが、今、正規の職員は何名で、臨時の職員は何名いるのでしょうか。

結果として、正規の職員がごそと減るわけですから、その辺を明らかにしてください。

○生涯学習課長(谷川雅啓君)

正規の職員につきましては、私が一応館長ということで、私以下4名が行っております。

臨時職員につきましては、週5日勤務の方が1名と、あと短期勤務の職員が10名程度おります。

○議長(大岩 靖君)

ほかに、質疑はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大岩 靖君)

これをもって、質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第4 議案第40号 美浜町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(大岩 靖君)

日程第4、議案第40号 美浜町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○6番(鈴木美代子君)

この生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する案について、なぜ今の状態でどこに問題点があって、それをどうしたいのかお聞きしたいと思います。なぜ今の状態で、問題点が、指定管理にしなければ直らないのか、お聞きしたいと思います。

同じように、職員についてもお聞きしたいと思います。正規の職員が何人おって、臨時職員がおって、それで、職員の待遇についても、今までどおりに職員待遇ができるのか、それもお聞きしたいと思います。

○生涯学習課長(谷川雅啓君)

生涯学習センターの指定管理につきましては、特に問題があるということではなくて、生涯学習センターの、御存じのとおり生涯学習センターと図書館は一緒の建物になっておりますので、その部分につきましては一緒に指定管理をするということでございます。

生涯学習センターの指定管理につきましては、2階の研修室の貸館の業務の指定管理になりますので、特にそういったことで、施設が一体ということで指定管理をするというものでございます。

職員につきましては、今、図書館の職員が行ったり、私ども生涯学習系の者がそちらのほうへ行って、窓口業務を行っているようなことでやっておりますので、その部分の人件費の削減ということではないということでございます。

○6番(鈴木美代子君)

これについては、やはり経費の節約のためにやりたいわけですか。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

図書館のみの指定管理ということになりますと、新たに2階の研修室の貸館の業務に、新たにまた職員を置かなければいけないと。その部分のこの事務のために職員を置かなければいけないということになりますので、それもあわせて指定管理することによって効果があるというふうに考えております。

○議長（大岩 靖君）

ほかに、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

これをもって、質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

○議長（大岩 靖君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。付託案件の委員会審査、並びにこの日程の都合により、明日、7月11日は休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。

よって、明日7月11日は休会することに決定しました。休会中に担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いします。

来たる7月12日は、午後3時から本会議を開き、担当常任委員会委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。

御協力ありがとうございました。

[午前10時48分 散会]

令和元年7月12日（金曜日）

第3回美浜町議会臨時会会議録（第3号）

令和元年7月12日（金曜日） 午後3時00分 開議

◎ 議事日程（第3号）

- 日程第1 議案第39号 美浜町図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第40号 美浜町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議会閉会中の委員会の継続審査の件
- 日程第4 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程と同じにつき省略

◎ 本日の出席議員（14名）

1番 廣澤 毅 君	2番 石田 秀夫 君
3番 森川 元晴 君	4番 杉浦 剛 君
5番 山本 辰見 君	6番 鈴木美代子 君
7番 大寄 暁美 君	8番 中須賀 敬 君
9番 横田 貴次 君	10番 荒井 勝彦 君
11番 大岩 靖 君	12番 横田 全博 君
13番 野田 増男 君	14番 丸田 博雅 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町 長 齋藤 宏一 君	副 町 長 永田 哲弥 君
教 育 長 山本 敬 君	総 務 部 長 杉本 康寿 君
厚生 部 長 八谷 充則 君	産業建設部長 石川 喜次 君
教 育 部 長 天木 孝利 君	総 務 課 長 夏目 勉 君
秘 書 課 長 中村 裕之 君	企 画 課 長 磯貝 尚美 君
防 災 課 長 小島 康資 君	税 務 課 長 茶谷 昇司 君
住 民 課 長 茶谷 佳宏 君	福 祉 課 長 高橋 ふじ美 君
健康・子育て課長 宮崎 典人 君	環 境 課 長 藪井 幹久 君
産 業 課 長 三枝 利博 君	建 設 課 長 鈴木 学 君
都市整備課長 宮原 佳伸 君	水 道 課 長 夏目 明房 君
会 計 管 理 者 久綱 勇 君	学 校 教 育 課 長 近藤 淳宏 君
生涯学習課長 谷川 雅啓 君	

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 日比 郁夫 君 局長補佐兼議会係長 山下 美幸 君

〔午後3時00分 開会〕

○議長（大岩 靖君）

皆さん、こんにちは。

午後の本会議、数多くの傍聴の方にお越しいただきましてありがとうございます。この案件につきまして、皆さんの関心度の高いことが伺い知れます。

会議に先立ち、お願いします。

お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先だち諸般の報告をします。

本日の会議に、美浜町議会の傍聴に関する規則に基づき、申請者に対し写真の撮影及び録音を許可しました。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 議案第39号 美浜町図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから

議案第40号 美浜町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまで

2件一括議題

○議長（大岩 靖君）

日程第1、議案第39号 美浜町図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第40号 美浜町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上2件を一括議題とします。

以上、2件について文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員会委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（荒井勝彦君）

皆さん、こんにちは。

文教厚生常任委員会は、本日、7月12日午前9時より役場3階大会議室におきまして、委員全員の出席のもとに、各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第39号 美浜町図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第40号 美浜町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの2議案につきまして、審査・採決の結果、議案第39号及び議案第40号は、賛成多数により可決されました。

審査の過程において、議案第39号では、次のような質疑がありました。

指定管理した場合、経費削減ほどの程度か、経費削減することが目的かとの質疑があり、300万円程度の効果が見込まれる。経費の削減だけでなく、住民サービスの向上につながるものであるとの答弁がありました。

また、ほかの自治体の状況はどうかとの質疑があり、知多管内で5市4町の公営図書館があり、指定管理及び窓口業務の一部委託をしていないのが、半田市、東浦町、阿久比町、美浜町ですが、検討をしているところもあるとの答弁がありました。

なお、討論はございませんでした。

議案第40号では質疑はありませんでしたが、指定管理することなく、町で実施することが望ましいとの反対討論がございました。

以上で、報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員会委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第39号について、文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論です。

○6番(鈴木美代子君)

経費削減の理由から指定管理制度を選んだ場合、図書館などの細やかな子どもたちの要望を把握することがなかなか難しいと思います。また、教育的見地から、指定管理制度を進めた場合、教育的な視点が運営から外れることがあると思います。私はこの図書館の運営については、町が責任をもって運営管理することが、やはり望ましいと思います。

よって、この指定管理することには反対です。

○議長(大岩 靖君)

次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岩 靖君)

これをもって討論を終わります。

これより、議案第39号 美浜町図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手 〕

○議長(大岩 靖君)

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号について、文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岩 靖君)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論です。

○6番(鈴木美代子君)

私は、図書館と一つの館の中に生涯学習センターもあるんですが、生涯学習センターの中で、平和の問題や展示などいろいろしています。これについては指定管理制度にするのではなくて、本当に町民が訴えている、思っていることを取り上げなければならぬと思っていますので、私は指定管理でなくて町が責任をもって運営管理することが、やはり一番望ましいと思っています。経費削減の目的なら、なおさら、それはやっばいいけないことだと思っております。

○議長(大岩 靖君)

次に、賛成討論はありませんか。

○9番(横田貴次君)

生涯学習センター、また図書館の運営についてでございますが、指定管理することによって民間からのノウハウも非常に多く取り入れることができると、私自身、期待しております。特に、生涯学習センターにおきましては、幅広い年齢層の方がご利用されておりますし、この図書館と並行して、民間のノウハウをしっかりと取り入れてすばらしい運営内容になることを期待しておりますので、賛成とさせていただきます。

○議長(大岩 靖君)

ほかに、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって討論を終わります。

これより、議案第40号 美浜町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大岩 靖君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議会閉会中の委員会の継続審査の件

○議長（大岩 靖君）

日程第2、議会閉会中の委員会の継続審査の件を議題とします。

本臨時会において、文教厚生常任委員会に付託しました 議案第38号について、お手元に配布しましたとおり、会議規則第74条の規定に基づく議会閉会中の委員会の継続審査の申し出がありました。

ここで、文教厚生常任委員会委員長より、継続審査の申し出の理由について、発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○文教厚生常任委員会委員長（荒井勝彦君）

それでは、自席で失礼いたします。

議長より発言の許可がありましたので、閉会中の継続審査とした理由について、述べさせていただきます。

委員会審査において、原案に対する修正が必要であると判断し、修正案調製のため閉会中の継続審査を行う必要があるからでございます。

小形風力発電施設については、平成30年7月10日から「美浜町小形風力発電施設設置に関するガイドライン」が施行されていますが、ガイドラインでは法的拘束力がないことから、より実効性のある条例として「美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例」の制定を求める直接請求が提出された背景があります。

議員は、無秩序な小形風力発電施設の設置に対する規制の必要性や、直接請求に署名された町民の思いは十分理解しています。

町長から付された意見や、条例制定請求代表者の意見陳述の内容も参考にしつつ、重要案件であるため、休会中に臨時の全員協議会を開き、議員全員で内容について協議及び意見交換を行い、それらを踏まえ慎重に審議しました。

当委員会では、原案どおりでは憲法抵触の恐れや訴訟・損害賠償責任を負うリスクがあるなど、いくつかの運用課題があると判断いたしました。

しかしながら、署名された2,200人の町民の思いに応える責務はありと考えており、法令に違反せず、的確に運用できる形での設置及び運用基準の見直しを行い、修正案を調製するためには、臨時会での委員会審査のみでは期間が不十分であると判断し、閉会中に引き続き委員会で継続審査を行うことを決定いたしました。以上です。

○議長（大岩 靖君）

それでは、お諮りします。

委員長から申し出のとおり、議案第38号について議会閉会中の委員会の継続審査とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、議案第38号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例については、議会閉会中の委員会の継続審査とすることに決定しました。

日程第3 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（大岩 靖君）

日程第3、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長あてに議会閉会中の継続調査事件の申し出がありましたので、一覧表としてお手元に配付しました

お諮りします。委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり議会閉会中の継続調査事件とすることに決定しました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全て終了しました。

閉会に当たり、町長より御挨拶を願います。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

令和元年第3回美浜町議会臨時会の閉会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本臨時会に上程いたしました議案に対しまして、議案第39号及び議案第40号の条例改正につきましては、慎重審議の上御承認いただきましたことは、まずもって御礼申し上げます。

また、意見書を添えて提出いたしました直接請求に伴う議案第38号 美浜町小形浮力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例につきましては、議員各位、そして町民の皆様にもさまざまなお考えがある中で、慎重審議を重ねていただき、継続審査となりました。

今後、議会におかれましては、慎重に御審議の上、適切な御判断をお願い申し上げるところでございます。私といたしましては、これまでどおり町民の立場に立って、自然と共生したまちづくりを基本理念とし、町民が誇れるふるさと美浜の創造に町政のかじ取り役として、誠心誠意努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

ありがとうございました。これにて、令和元年第3回美浜町議会臨時会を閉会します。

御協力ありがとうございました。

〔午後 3時20分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年7月12日

美浜町議会

議長 大岩 靖

議員 森川 元晴

議員 荒井 勝彦